

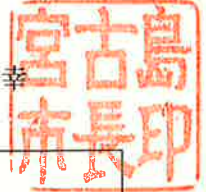
## 一般競争入札公告

宮古島市公告第13号

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項並びに宮古島市契約規則第6条の規定に基づき公告する。

令和5年 3月 2日

宮古島市長 座喜味 一幸



### 1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称	平良第二庁舎跡地賃貸借（コインパーキング）
(2) 業務の場所	沖縄県宮古島市西里地内
(3) 業務の概要	平良第二庁舎跡地にコインパーキング及びカーシェアリング運営を行う。
(4) 業務の期間	契約締結日の翌月1日から1年間
(5) 予定価格	金4,840,000円（消費税及び地方消費税を含む）
(6) 最低制限価格	設定無し
(7) 仕様書等	宮古島市ホームページにて掲載するのでダウンロードして入手すること。

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

当該業務に係る競争入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たし、かつ宮古島市による当該業務に係る入札参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。	
資格	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
条件	沖縄県内に本社または支社、営業所があり、当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤、人員配置及び適正な経理執行体制を有していること。
実績	令和元年4月1日から令和4年3月31日までに、同種・同規模の業務の元請実績を有すること。
参加者の制限	次の資本関係及び人的関係等にある者が参加する場合は、そのうちの1者しか参加できない。 7) 資本関係 (7) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社（以下「親会社」という。）と会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社（以下「子会社」という。）の関係にあ

	<p>る場合</p> <p>(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>1) 人的関係</p> <p>(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合</p> <p>カ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>上記の資本関係及び人的関係と同視し得る関係があると認められる場合</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 入札参加資格の確認基準日において、本市課税の市税及び本店に係る市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けている場合を除く）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない（再生手続開始の決定を受けている場合を除く）こと。また、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者及び会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。</p> <p>ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を</p>

	<p>有していると認められるとき。</p> <p>か 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。</p>
--	---

### 3 競争入札の場所及び日時等

入札(開札)の場所及び日時	<p>場所：沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市役所 2階会議室④</p> <p>日時：令和5年3月13日(月) 午前10時00分</p>
入札等に関する事項	<p>(1) 契約保証金 宮古島市契約規則第26条3項11号に基づき免除とする。</p> <p>(2) 入札方法 入札書【様式3】を作成し、封書にして自己の名を表記し、入札の日時までに入札の場所へ提出しなければならない。 電送及び郵送による入札は認めない。</p> <p>(3) 入札金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 入札回数 3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最高入札価格を入札した者と見積の協議を行う。</p> <p>(5) 代理人による入札 代表者以外の方が入札する場合は、入札前に委任状【様式4】を提出すること。入札書には委任状に押印されている代理人の印と同じものを押印すること。</p> <p>(6) 落札者の決定方法 宮古島市契約規則第15条第1項により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、本市が定めるくじの方式により落札者を決定する。</p> <p>(7) 入札(開札)の中止 天災その他やむを得ない理由により入札(開札)を行うことができないときは、これを中止する。その際の被った損害は入札者の負担とする。</p>

	<p>(8) 契約金額の決定方法 契約金額は落札額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）とする。</p> <p>(9) 支払方法 業務の履行確認後、分割して支払う。</p>
入札の不成立	一般競争入札参加申請書を提出する者がいない場合は、当該入札は不成立とする。

#### 4 入札無効の条件

<p>次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>(2) 法令の規定に違反した者の入札</p> <p>(3) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札</p> <p>(4) 入札書に記名押印のない入札</p> <p>(5) 入札金額を訂正した入札</p> <p>(6) 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札</p> <p>(7) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札</p>
--

#### 5 契約条項を閲覧する場所

沖縄県宮古島市平良字西里1140番地（宮古島市役所2F）  
宮古島市 総務部 財政課 用度管財係

#### 6 入札者の資格喪失

入札者の資格喪失	<p>入札者は入札期日までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。</p> <p>(1) 入札者において、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>(2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。</p> <p>(3) 本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。</p> <p>(4) その他、不正又は不誠実な行為をし、本市発注の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>
----------	--

## 7 注意事項

落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格喪失に該当した場合、又は指名停止を受けた場合は契約を締結しない。

この場合、宮古島市は一切の損害賠償の責を負わない。

## 8 その他

この公告に記載のない事項は、宮古市契約規則及び宮古島市会計規則による。

## 9 問い合わせ先

宮古島市 総務部 財政課 用度管財係

電話 0980-73-3302 FAX 0980-73-1645